

令和5年度亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び亀岡市地域包括支援
センター運営協議会 会議録（概要版）
（第2回会議）

1. 日時

令和6年2月5日（月） 13:30～15:00

2. 方法

対面会議

3. 会議次第

- 1 開 会
- 2 報告事項
 - (1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会
 - ア 令和5年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
 - (2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 令和5年度指定介護予防支援委託状況について
 - イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
- 3 協議事項
 - (1) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について（第9期 令和6年度版）
- 4 その他
- 5 閉 会

4. 配布資料

- ・資料1 令和5年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
- ・資料2 令和5年度指定介護予防支援委託状況について
- ・資料3 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について（要旨）
- ・資料4 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
- ・資料4（追加分） 亀岡市地域包括支援センター年間活動報告書（共通）
- ・資料5 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について
- ・資料6 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について（第9期 令和6年度版）
- ・当日資料 亀岡市地域包括支援センター職員一覧
- ・亀岡市密着型サービス運営委員会及び亀岡市地域包括支援センター運営協議会委員名簿
- ・亀岡市地域密着型サービス運営委員会設置要綱
- ・亀岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

5. 出席者（敬称略）

< 委員 >

構成区分	団体名他	氏名（敬称略）
①学識経験者	佛教大学 教授	おかざき ゆうじ 岡崎 祐司
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市医師会 副会長	うえき たかのり 植木 孝宣
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市薬剤師会 代表	にしがみ のりこ 西上 敬子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市歯科医師会 会長	おぎの しげる 荻野 茂
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市社会福祉協議会 事務局長	たかはし よりこ 高橋 依子
③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者	亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長	にしやま きくこ 西山 貴久子
③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者	亀岡市ヘルパー部会 会長	ききもと てるまさ 関本 晃正
④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	たけがみ あつこ 竹上 淳子
⑤その他本会で必要と認められる者	井上合同事務所 司法書士	うえだ くみこ 上田 具美子
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市自治会連合会 幹事	おおがま しげかず 大釜 茂和
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市民生委員児童委員協議会 副会長	もりなが まさゆき 森永 正幸
⑤その他本会で必要と認められる者	特定非営利活動法人 NPO 亀岡人権交流センター 事務局長	ともなが 友永 まや

※欠席委員 京都府南丹保健所 企画調整課長 庄田 昭彦

第2号被保険者 上田 賢

亀岡市老人クラブ連合会 副会長 伊豆田 藤吉郎

< 事務局 >

・ 亀岡市 健康福祉部 亀井部長

健康福祉部高齢福祉課 松本課長・藤谷副課長・松永係長・林・松本

<地域包括支援センター>

- ・ 亀岡地域包括支援センター 前川
- ・ 南部地域包括支援センター 西村
- ・ 中部地域包括支援センター 清水
- ・ 西部地域包括支援センター 内藤
- ・ 川東地域包括支援センター 木内
- ・ 篠地域包括支援センター 秦
- ・ つつじヶ丘地域包括支援センター 岡本

6. 主な会議内容

【開会】<事務局>

【開会挨拶】<岡崎会長>

報告事項

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

ア 令和5年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について

<事務局 資料説明>・・・資料1

(2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 令和5年度指定介護予防支援委託状況について

<事務局 資料説明>・・・資料2

イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について

<地域包括支援センターからの上半期活動報告>・・・資料3、資料4

【質疑応答】

<会長>

中部地域包括支援センターから報告がありました「ひきこもり予備軍」について、状況が分かれば教えていただきたいです。

<地域包括支援センター>

女性は活発的にサロンに参加したり、地域の輪の中に入って行く方が多いのですが、男性はなかなかそういう所に行かれることが少ないという声を多く聞きます。このことは、ひきこもり予備軍という形で社会の課題とされていると思います。地域包括支援センターとしても、地域に出て行く気持ちを持ってもらうための働きかけを行うことが大切だと考えています。

<会長>

川東地域包括支援センターは、「閉じこもり」とおっしゃっていましたが、「引きこもり」と「閉じこもり」の違いはありますか。

<地域包括支援センター>

敢えて区別して言ったつもりはなく、なかなか外に出て行こうとされない方を、「閉じこもり」として発言しました。

<会長>

川東地域包括支援センターで、地域の集いの場についてのニーズ調査を考えておられるとのことでしたが、具体的にお話してください。

<地域包括支援センター>

川東地域に関しては、家事や畑仕事等を忙しくされている方が多く、地域の集いの場に参加される方が少ないという印象を持っています。そこで、集いの場の参加に向けたニーズを集めて、参加してもらいやすい場が作ればよいと考えています。

<会長>

農業をされている方等は、田畑で人と話すことはあっても、その機会が段々減ってくると、困ったことがあっても誰にも相談をされなくなるのでしょうか。

<地域包括支援センター>

そういったことにつながると思います。

<会長>

亀岡地域包括支援センターはいかがですか。

<地域包括支援センター>

亀岡地域は、マンションや大規模団地が沢山ある地域で、エレベーターがないような旧団地ですと、上層階に住む方がADLの低下等から物理的に外に出られず、ゴミ出し問題や他者との交流が絶たれることで、大変な状況になっているというものが多くなってきています。

今後、様々な課題を抱えた家庭への対応として、包括支援センターにおいても知識や対応能力をアップデートしていかなければならないと考えています。

また多くの課題を抱えた方については、民生委員が非常に重要な役割を担ってくださっており、定期的に連携をとっています。

<委員>

私の方で気になった点が2点ありました。1点目が篠地域包括支援センターと川東地域包括

支援センターにおいて、地域へ出向いたアウトリーチとして、サテライト相談窓口、出張相談会という取り組み等をされていると報告を受けました。この取り組みの具体的な実施方法について、教えていただきたいと思いました。また、相談窓口の名称が、住民がもっと身近に相談できる場だとわかる名称を考えていただいたら、より皆さんの気持ちが伝わるのではないかと思います。

2点目は、高齢者が今住んでいるところで、介護や移動が難しくなった場合に、施設入所が次の段階にあると思いますが、居住支援という形で、亀岡市が所有している公営住宅の中で、介護や福祉に対応するような住宅の設置や整備がどのように進んでいるかについて、教えていただきたいと思いました。

<地域包括支援センター>

篠地域包括支援センターで取り組んでいるのは、イベント的ではなく、定期的に相談窓口を開設しています。昨年度の高齢者実態把握調査の中で、地域包括支援センターの認知度が低かったことと、篠地域包括支援センターの立地が市民の方から分かりづらい所にあり、相談に来るのにハードルが高いこと等から、気軽に立ち寄れる場所で相談窓口が開設できないかと考えたことがきっかけです。名称については、法人内で考え、「福祉のコンシェルジュ」という少し分かりにくい看板が掛かっております。開催場所は、広域のスーパー（平和堂アルプラザ）ではありますが、相談窓口にお越しいただくのは篠町の方がほとんどでした。そのような形でアウトリーチをすることで、地域包括支援センターの周知、気軽に相談できる窓口の設置を目的としています。

<会長>

「福祉のコンシェルジュ」は、平和堂アルプラザの何階でやっておられるのですか。

<地域包括支援センター>

1階のフードコートと眼鏡店の間の場所をお借りして開催しています。

<会長>

では、住宅関係の支援についてお願いします。

<事務局>

所管が違いますので詳細はお答えできませんが、公営住宅及び府営住宅は、高齢者の方は優先入居という枠が用意されていますが、とても人気があり高い倍率となっています。今後、公営住宅が増えるか等の整備計画については把握できていませんが、亀岡圏域等では、4階建てでエレベーターが無い住宅の中で、高齢者等が大変苦勞されているといった相談が多いことは把握しております。また、亀岡市内には、サービス付き高齢者住宅やサポートハウスといった、元気な方でも入れる施設は少しずつ増えている状況です。そこに住み続けるというのも一つの方法ですが、新たな居住地を得て、そこで新たなコミュニティを作るというこ

とも一つの考え方ということが、国の方でも示されておりますので、柔軟に今ある資源を活用しながら、支援を進めていければと考えております。

<委員>

西部地域包括支援センターの報告の中で、移送支援の話が出てきたと思いますが、もう少し具体的に教えていただけますか。

<地域包括支援センター>

かねてより、亀岡警察と福祉用具の業者で、身近な場への移動手段として電動カートに着目し、住民に向けた試乗会のような場が設けられないか協議をしていました。そして、今回東本梅町の町民文化祭で、電動カートの試乗会ができるブースを設けることができました。立ち寄られた方には、地域包括支援センターの紹介、握力測定等も行うことができました。

<委員>

資料4（追加分）で、中部包括支援センターが虐待及び成年後見の相談件数が突出して多いのですが、それはなぜですか。

<地域包括支援センター>

中部地域包括支援センターの虐待は、継続した支援が必要なケースが多いことから、件数が上がってきているのかと思います。

協議事項

(1) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について（第9期 令和6年度版）

<事務局説明>・・・資料5、資料6

<会長>

次年度の運営方針について、地域包括支援センターの皆さんでワークショップをして、議論して作っていただいたのは非常によいことかと思っています。質問、ご意見等があればお願いします。

<委員>

資料6の9業務推進の方針「イ 職員の資質の向上」というところですが、「最近増加傾向にある新たな人権課題」ということで、対象となる方を挙げておられますが、亀岡市においては、実際に外国にルーツを持つ方、刑務所を出所した方、インターネットを通じた人権侵害の事象について、件数等の現状把握はされていますか。

<事務局>

外国にルーツがある方の数字ははっきり把握していませんが、最近困難事例として、地域包括支援センターから外国にルーツがある方の支援についての相談が2件程ありました。実際の相談の中で増加していると感じており、課題としてあげています。刑務所を出所した方の支援についても、地域包括支援センターから、数件そういったケースがあり介護サービスの繋ぎ先が見つかりにくいという課題があることを聞いています。

インターネットを通じた人権侵害については、ネットの中で間違った情報等が多く流れていることから、職員がそういった情報に対しても確固とした知識を持って対応ができるような態勢が必要だということで、こちらに記載をしています。

<委員>

職員の資質向上の中で、人権にかかわる様々な課題等について常にアップデートを心がけ、取り組んでいくといったことは非常に大事だと思いますが、実際あった事例や事実に基づいて、具体的な対応が必要であるという記載をされるのが大切だと思っています。

外国にルーツがある方の言語的な理解や文化的な背景、刑務所を出所した方の支援については、現場の方が戸惑われる事例をいくつも見てきましたので、現状に基づいての記載だと思います。しかし、専門性が高い対応が求められるものもあると思いますので、職員の資質向上で対応できるのかを含め、包括支援センターに関わる職員の方が、どのような責務をもって対応に臨むのかというところを、整理していただいた方がよいのではないかと思います。

もう一つは、ワークショップの中でもっと具体的にこんなスキルを学びたいというような声が出たのではないかと思います。幅広い分野の知識をというのではなく、具体的な人権侵害事例に着目したスキルを身に着けたい、学びたいといった現場の声を活かしていただければよいのかと思いました。また、亀岡市の地域包括支援センター全体のスキルアップとして、時代の流れに添った必要な知識などを研修として行っていくというところを、もう少し記載いただく必要があるのではないかと思います。

<委員>

外国にルーツがある方、刑務所の出所者、インターネットの人権侵害という専門性の高い分野については、まずこれについて学ぶことも大事ですが、どこに繋がればよいか、誰を巻き込めば適切な支援ができるか等の窓口をしっかりと知ることが大事だと思います。その部分をまず、記載いただくのがよいと思います。

<委員>

いろいろな業務や知り得た事について、「ホウレンソウ」として「報告・連絡・相談」がありますが、そこに最近は「ソラ・アメ・カサ」といって「事実・解釈・判断」というところまでしっかり向き合っていこうという考えが大事になっています。地域包括支援センターが出会った課題のあるケースについて、亀岡市に報告・相談・連携をしておられると思います。

が、それを行った時点で解決とすることが多くあり、そのケースの経過を追わずに終了とすることがあると思います。しかし、そこで終了とするのではなく、課題解決の道筋が見えてくるところまで、共に伴走をしていただくということを、職員の資質、責務の中に加えていただければと思います。

<会長>

職員の資質向上の人権のところですが、具体的なスキルまで運営方針の中には記載できないと思います。社会福祉士の場合であれば、ソーシャルワークのグローバル定義がありますので、そういったものに基づいて人権対応していくということが大切だと思います。また研修については、専門的な技能や専門性を高めることを目的とし、対応も含めて研修に参加するといった記述の方がよいかと思います。

人権対応については、必要な専門機関への相談や連携を進めることで、問題解決に努めていくといった記述がよいかと思います。

このような修正でいかがでしょうか。記述の修正については、私と事務局で確認をさせていただくということよろしいですか。

<事務局>

はい。お願いします。

<会長>

それでは、ご意見を踏まえて、事務局と私の方で修正をさせていただきます。

その他

当日資料 亀岡市地域包括支援センター職員一覧について

<事務局 説明>・・・当日資料 亀岡市地域包括支援センター職員一覧